

一般競争入札公告

下記のとおり一般競争入札をおこないますので、長野県住宅供給公社の契約に関する要綱第5条の規定により公告します。

令和7年2月7日

長野県住宅供給公社

理事長 関 昇一郎

記

1 工事（業務）の概要及び発注担当部（所）

(1) 工事（業務）名 令和7年度 塩尻市営住宅吉田団地ほか消防用設備等点検業務

(2) 工事（業務）箇所 塩尻市

(3) 工事（業務）内容 市営住宅団地の消防用設備等の点検及び保守

(4) 工事（委託）期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(5) 発注担当部（所） 長野県住宅供給公社 事業部 建築課
電話 026-227-4322

(6) 入札の効力等

ア 本件入札は、その契約に係る予算が議会で可決され、4月1日以降で当該予算の執行が可能になったときに、入札の効力が生じるものとする。

イ 本件の入札予定日は、令和7年度予算成立日の翌日以降とするため、変更となる場合があるものとする。

2 一般競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を満たしている者で、長野県住宅供給公社（以下「公社」という。）の資格の確認を受けられる者であること。

(1) 参加資格要件

①	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。	
②	塩尻市の競争入札参加資格を有する者であること。	
③	塩尻市の入札参加者に係る指名停止の措置を受けていない者であること。	
④	営業品目区分	「委託業務」のうち「消火設備等保守」
⑤	等級区分	なし
⑥	同種業務の実績又は専門性の有無に関する要件	過去に同種の業務委託契約を誠実に履行した実績のある者。
⑦	営業所の所在地に関する要件	塩尻市内に本店又は営業所を有する者。
⑧	その他	消防設備士又は消防設備点検資格者（当該業務に該当する資格を有する者に限る。）を有している者。 緊急時において24時間365日の対応が可能であり、かつ60分以内に現地対応可能な資格者を配置できること。 前期点検は8月末日まで、後期点検は2月末日までの期間で実施すること。

3 競争参加資格等の確認手続き

(1) 本競争入札の参加希望者は、(3)に掲げる期間に一般競争参加資格確認申請書及び資料（以下「申請書等いう。）を期限までに提出し、公社の一般競争参加資格等の確認を受けなければならない。

(2) 申請等の提出は次のとおりとする。

ア 申請書等

1. 一般競争参加資格等確認申請書（様式1）
2. 施工実績（令和5年、6年）（様式2）
元請又は下請、共同企業体の実績として記載した工事の契約書、（共同企業体の場合は協定書の写しも含む）又は既に契約書を処分したものについては、実績を有することを証するその他の書類の写しを添付すること。
3. 配置予定技術者の資格・経験（様式3）
4. 入札参加にかかる説明書（様式4）
5. 競争入札参加資格確認通知書の写し
6. 消防設備士及び点検資格者証の写し
7. 郵便封筒（確認結果通知返送用）
あて先を記入し、返送用切手を貼付すること。

イ 申請書等は持参又は郵送により受け付ける。

ウ 提出部数は、正本1部とする。

- (3) 申請書等の受付は、次のとおりとする。
なお、申請書等の記載内容についてのヒヤリングは行わない。

ア 受付日時は、土曜日、日曜日、祝日を除く次の期間とする。

受付期間 令和7年2月13日 から 令和7年2月19日 まで

受付時間 午前9時から午後4時まで

イ 受付場所は次による。

窓口受付 長野県住宅供給公社 事業部 建築課 電話 026-227-4322

長野県住宅供給公社 松本事務所 電話 0263-47-0240

郵送受付（受付期間内必着）

380-0836

長野市大字南長野南県町 1003-1

長野県住宅供給公社 事業部 建築課

- (4) その他

ア 申請書等の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された申請書等は、提出者に無断で一般競争入札参加資格等の確認以外の目的に使用しない。

ウ 提出された申請書等は返却しないものとする。

エ 申請に関する問合せ先は、発注担当部（所）とする。

4 確認結果の通知

(1) 確認結果は、令和7年2月27日付け郵送で申請者に通知する。

(2) 都合により、(1)の通知予定日を変更する場合は、その旨を申請者に連絡する。

5 一般競争入札参加資格等がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格等がないと認められた者は、公社に対してその理由の説明を求めることができる。

(2) (1)の説明を求める場合には、書面により次のとおり受け付けるものとする。

ア 本書面は、4(1)の確認結果通知日の翌日から7日以内に提出するものとする。

イ 受付場所は、発注担当部（所）とする。

ウ 書面は持参又は郵送によるものとする。

(3) 発注担当部（所）は説明を求められた者に対し、入札日の前日までに書面により回答するものとする。

6 入札及び開札執行の日時及び場所

(1) 入札及び開札の日時及び場所は次のとおりとする。

- ア 入札日時 令和7年3月13日 11時10分
- イ 入札場所 松本市大字島立988-1
長野県住宅供給公社 松本事務所 3階会議室

(2) 開札は入札終了後、入札会場で行う。

(3) 留意事項

- ア 一般競争入札参加資格等があることが確認された旨の通知書（4で通知した書面）の写しを、入札時に持参すること。
- イ 工事（業務）費内訳書（表紙（代表者印を押印したもの）及び本工事（業務）費内訳書、工事明細表に単価、金額を記載）1部を入札時に提出すること。
- ウ 代理人をして入札する場合は、委任状を入札時に提出すること。

7 設計図書等

(1) 設計書（金抜き）、設計図面、仕様書、現場説明書、条件明示書、各種計算書等（以下「設計図書等」という。）は本公告に併せて受付終了日まで掲示する。

(2) 設計図書等に対する質問がある場合には、質問書（様式5）により次のとおり受け付けるものとする。

- ア 本書面は4の(1)の確認結果通知日の翌日から7日以内に提出することとする。
- イ 受付場所は、発注担当部（所）とする。
- ウ 書面は持参又は郵送によるものとする。

(3) (2)の質問に対する回答は、入札参加資格者全員に知らせる。

8 入札の執行

(1) 入札は、本人又は代理人が出席して行うものとする。

(2) 入札日において、本公告に示した入札に参加するものに必要な資格を満たしている者以外の者の入札は認めない。

(3) この公告に示す入札日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

(4) 落札価格の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税を抜いて見積った総額に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 一度提出した入札書を書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

(6) 入札回数は、2回を限度とする。なお、第2回の入札で落札者がいない場合は、第2回の入札における最低入札金額の者と随意契約とするものとし、この場合の見積回数は2回を限度とする。

(7) 落札とすべき同額の入札をした者が2人以上いるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札者はくじを辞退することはできない。

(8) 入札に参加する資格があると確認された者は、入札執行の完了に至るまでは、(7)のくじ引きの場合を除きいつでも、入札を辞退することができる。

9 低入札価格調査制度の適用

本入札においては、一般競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理要領による調査基準価格等を設定してない。

10 落札決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、公社が、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者の当該入札価格によってはその者により当該工事（業務）の履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格以下をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とするものとする。

11 入札保証金

入札保証金を必要とする。

入札参加者は、入札執行前に見積もった契約希望金額（入札書に記載する金額（見積もった総額の110分の100に相当する金額）ではないので注意すること。）の100分の5（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）の入札保証金を納付しなければならない。

なお、国債、地方債その他の公社が確実と認める担保の提供をもって、入札保証金の納付に代えることができる。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、これを納めないことができる。

- (1) 入札参加者が保険会社との間に、公社を被保険者とする入札保証契約を締結し、当該保証保険契約書を、公社に提出して確認を得たとき。
 - (2) 入札参加者が過去2年間に、国、都道府県又は市町村、公社公団と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行した、実績を有する者で、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと公社が認めたとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、前号に準ずるものであって、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと公社が認めたとき。
- 2 入札保証金の全部又は一部の納付を免除された落札者が契約を締結しないときは、納付させないこととした金額（落札決定額の100分の5（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切上げた額））に相当する金額を徴収する。
 - 3 開札を行い、落札者とならなかったとき又は返還する事由が生じたときは、入札保証金等を還付する。ただし、落札者が納付した入札保証金等は、契約の締結後に還付し、又は契約保証金の納付に振り替えることができるものとする。
 - 4 入札参加者は、入札保証金等の還付を受ける場合で、現金により納付を行った場合は、入札保証金還付請求書を提出するものとし、公社は、入札参加者から適法な請求書を受領したときはその日から14日以内に入札保証金を還付する。
 - 5 入札保証金等の納付は次のとおりとする。
 - (1) 現金による納付する場合は、公社が発行する納付書により長野県の指定金融機関、指定代理金融機関、又は収納代理金融機関で納付し、領収書を提出すること。
 - (2) 入札保証金に代わる担保を提供する場合は、当該証券、手形、小切手又は保証書を提出すること。なお、記名証券であるときは、売却承諾書及び委任状を添付すること。また、手形に金融機関の保証が必要であるときは、当該保証書を添付すること。
 - 6 入札保証金には、利子を付さないものとする。

12 契約書（案）、及び入札心得並びに低入札価格調査制度事務処理要領の閲覧

公社は、契約書（案）及び別に定める「競争入札心得」（以下「入札心得」という。）並びに「一般競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理要領」を公社ホームページに掲示する。

13 契約の時期

本件契約については、4月1日付とする。

14 支払条件等

支払い条件は次によるものとする。

- (1) 前払いは、行わない。
- (2) 業務委託料の支払い方法及び時期は、契約書（案）による。

15 契約保証金の納付

落札者は、契約と同時に競争入札心得第13条(A)の規定による保証を付さなければならない。ただし、当初の契約額が、100万円未満の業務については、競争入札心得第13条(A)第2項第1号の規定により契約保証金の納付を免除する。また、当初の契約金額が500万円未満の業務において、競争入札心得第13条(A)第2項第2号の規定に該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

16 火災保険等付保の要否

火災保険の付保は要しない。

17 入札書の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

- (1) 公告に示した一般競争入札に参加する者に必要な資格のない者の入札した入札書
- (2) 虚偽の申請を行った者の入札した入札書
- (3) 参加資格等があると確認された者であって、確認後、指名停止の措置を受け、入札時点において指名停止中である者等、2に掲げる要件を欠いた者の入札した入札書
- (4) 入札保証金の納付義務を履行していない者の入札した入札書
- (5) 同一人がした2通以上の入札書
- (6) 入札参加者が協定して入札した入札書
- (7) 金額を訂正し、訂正印のない入札書
- (8) 記名、押印のない入札書
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
- (10) 工事（業務）費内訳書の提出を求めた工事（業務）において、工事（業務）費内訳書を提出しない者が入札した入札書、又は未記入などの不備がある工事（業務）費内訳書を提出した者が入札した入札書
- (11) 上記(1)から(10)に掲げるもののほか、現場説明（現場説明書）及び入札心得において示した入札条件に違反して入札した入札書

18 その他

- (1) 入札参加者は、入札心得を遵守しなければならない。
- (2) 入札参加者は、契約書（案）を十分了知すること。
- (3) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等関係法令等に違反する行為を行ってはならない。
- (4) 本公告に係る「申請書」「資料」「工事（業務）費内訳書」「入札書」等は、日本語で記載しなければならない。
- (5) 本手続きにおいて使用する通貨は日本国通貨に限る。
- (6) その他詳細については、発注担当部（所）に照会のこと。

様式 1

一 般 競 争 参 加 資 格 等 確 認 申 請 書

令和 年 月 日

長野県住宅供給公社
理事長 関 昇一郎 様

申請者 住 所
商号又は名称
代表者氏名 ⑩
(権限を有する営業所長等が提出
する場合は当該所長の氏名)
担当者氏名 ⑩
電話番号
F A X 番号

下記により公告のあった工事（業務）に係る一般競争入札に参加する資格について確認されたく、一般競争参加資格等確認資料を添えて申請します。
なお、地方自治法施行令第167条の4に該当しない者であること、及び本申請に係る記載が真実と相違ないことを誓約します。

記

公 告 日	令和7年2月7日
工事（業務）名	令和7年度 塩尻市営住宅吉田団地ほか消防用設備等点検業務

施工実績（令和5年、6年）

会社名： _____

	項目 \ NO	1	2	3
工事 (業務) 名称等	工事（業務）名			
	発注機関			
	施工場所			
	契約金額			
	工事（委託）期間			
	受注形態等	元請（単独）・下請 ・共同企業体(JV) 共同企業体(JV)の場合：構成比率 _____ %	元請（単独）・下請 ・共同企業体(JV) 共同企業体(JV)の場合：構成比率 _____ %	元請（単独）・下請 ・共同企業体(JV) 共同企業体(JV)の場合：構成比率 _____ %
	備 考			

入札保証金納付の免除を希望する者は、過去2年間に、国、都道府県又は市町村、公社公団と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行した実績を有する者で、その実績について2件以上記載すること。

- ① 「種類をほぼ同じくする」とは、入札公告による参加資格要件の業種又は、営業品目区分とする。
- ② 「規模をほぼ同じくする」とは、契約額の概ね70%を下限に公社が認めた額として判断したもの。

※ 共同企業体の契約額については、構成比率による額を基準とする。

配 置 予 定 技 術 者 の 資 格 ・ 経 験

会社名： _____

項目・氏名			
最終学歴			
法令による免許			
工 事 (業 務) 経 験	工事（業務）名		
	発注機関		
	施工場所		
	契約金額		
	工事（委託）期間		
	従事役職		
	工事（業務）名		
	発注機関		
	施工場所		
	契約金額		
	工事（委託）期間		
	従事役職		
	工事（業務）名		
	発注機関		
	施工場所		
	契約金額		
	工事（委託）期間		
	従事役職		

様式 4

入 札 参 加 に か か る 説 明 書

令和 年 月 日

長野県住宅供給公社
理事長 関 昇一郎 様

申請者 住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

令和7年度 塩尻市営住宅吉田団地ほか消防用設備等点検業務の入札参加にあたり、一般競争入札公告2(1)⑧に規定する内容については下記のとおりです。
これらの事項は事実に相違ありません。

1. 長野県入札参加資格者登録番号	登録番号	その他-
2. 緊急時の出動要請に対応する拠点	住 所	
	電話番号	- -
3. 消防設備士又は総務大臣が認める資格を有する者の数		人
4. 上記2の拠点から保守点検対象住宅までの平均所要時間		分

質 問 書

提出日：令和 年 月 日

発注部（所）	長野県住宅供給公社 事業部 建築課	
公告日	令和7年2月7日	
工事（業務）名	令和7年度 塩尻市営住宅吉田団地ほか消防用設備等点検業務	
工事（業務）箇所	塩尻市	
質問書提出者	住 所	
	商号又は名称	
	電話・F A X	
	担当者所属・氏名	
質問内容		

回 答	
----------	--

業務委託特記仕様書

1. 業務名 令和7年度 塩尻市営住宅 吉田団地ほか消防用設備等点検業務
2. 業務場所 (消防用設備) 塩尻市
3. 業務概要 消防法（昭和63年5月24日法律第55号）第17条の3の3に定める点検及び保守並びにその他警報設備等の保守点検
4. 業務内容
 - (a) 消防設備等が安全かつ、良好な状態で使用できるように十分訓練された消防設備士及び消防設備点検者と、高度な技術と管理能力を備えた監督者（以下「技術者等」という。）を派遣して、点検作業を行うものとする。なお、点検作業の範囲は、次のとおりとする。
 - (1) 消防法施行令（平成3年5月15日政令第160号）第7条に定める消防用設備等の点検
 - (2) 建築基準法施行令（昭和62年11月16日政令第348号）第112条に定める防火戸の点検
 - (3) 上記以外の警報設備等の点検
 - (4) 消防用設備等点検結果報告書の作成及び消防機関への報告
 - (5) 点検時における不適格箇所の改修提案の作成
 - (6) 連結送水管は、設置後10年を経過したものは、3年毎に耐圧試験を行うこと。
 - (7) 点検中の簡易な調整及び修理並びに小部品の取替えを含むものとし、それ以外は別途協議すること。
 - (8) 点検実施設備の1年間の保守を行い、緊急時においても速やかに対応できる体制を整備する。また、公社から要求があった場合は、正規の勤務時間外においても、ただちに作業員を派遣し修理を行うものとする。
 - (b) 点検作業の実施回数は、次のとおりとする。
 - (1) 機器点検及び総合点検 1回（8月下旬までに実施）
 - (2) 機器点検 1回（2月下旬までに実施）
 - (c) 点検を実施する対象物（住宅用火災警報器の設置住戸を含む）の非火災報、誤報等の緊急時に公社から要求があった場合は、正規の勤務時間外においても、ただちに作業員を派遣して速やかに修理を行なうものとする。
 - (d) 設計図書のくい違い、不明箇所等は入札に先立ち所定の期間に質疑し、回答を受けるものとする。なお、入札後に生じた疑義については公社係員と協議し施工すること。
 - (e) すべての契約図書は、相互間に補完するものとする。ただし、契約図書間に相違がある場合の優先順位は、①現場説明書（補足訂正、質疑応答を含む）、②特記仕様書、③設計図書とする。
 - (f) 本委託業務が原因で補償する契約不適合は受注者で負担すること。また、故意又は本委託業務範囲以外に起因するものを除き1年間の保証をすること。
5. 業務上の注意
 - (a) 受注者は、点検作業現場の建築物において、消防法第17条の3の3に定める消防設備士免状の交付を受けている技術者等を配置させ、同法に適合した点検及び不良箇所の改善並びに実施作業中における事故及び建物・器物の損傷の防止に努める等指揮監督を行わなければならない。
 - (b) 作業日程については、事前に現場の監理員及び管理人と協議のうえ作業計画書を作成し、公社係員の承認を得ること。ただし、点検実施を妨げる事態等やむをえない事由が発生し、点検実施計画書を変更しようとするときは、ただちに公社係員に連絡し指示を受けるものとする。
 - (c) 作業実施にあたって、事前に監理員、管理人及び入居者に書面にて実施内容、日時、受託者名、作業員名及び連絡先等を配布し協力を求める。また、住戸内の点検は入居者立会いの下に行うものとし、住戸への立ち入り及び間仕切りの開閉時は、入居者の承諾を必ず得ること。（入居者には、外国人も居住しているため、各々の生活言語にて十分に理解を得た上で作業を行うこと。）
 - (d) 点検の実施に際し、入居者の使用上における不適合箇所を発見した場合は、当事者に主旨、是正方法等を口頭にて伝え、後日別添表に記載して提出すること。
6. 書類及び報告書
 - (a) 作業の実施にあたり、消防設備士及び消防設備点検資格者の資格証明書の写しを提出すること。
 - (b) 業務の完了後、下記の書類を1部提出すること。
 - (1) 消防用設備等点検結果報告書
 - (2) 点検業務写真
 - (3) 入居者承諾書
 - (4) 点検に際し入居者等に伝えた事項の概要
 - (5) 点検不能住宅一覧表
 - (6) 改修等提案書
 - (7) 消火器リスト
 - (c) 提出方法は、提出書類を防火対象物ごとにまとめ、団地名及び棟名を記入したインデックスを付け、市販のチューブファイルに綴り込む。また、ファイルの表紙及び背表紙には業務名称を記すること。

- (d) 写真は、業務名・撮影対象物・日時等を記入した工事写真用黒板を写し込み、必要事項を記入した工事用アルバム（A4版）に整理し、書類等と併せて提出する。なお、写真はカラーサービス版とし、撮影箇所・枚数等要領は下記による。
 - (1) 写真は原則として棟単位とする。

点検設備名	撮影箇所	撮影単位	枚数	
消火器	外観点検状況	10本毎に	1枚	
	機能点検状況	5本毎に		
粉末消火設備	外観点検状況	5基毎に扉閉鎖時及び開放時	1枚	
	ガス容器測定状況	5基毎に		
自動火災報知設備	受信器（複合盤）	受信機毎に	1枚	
	総合盤	階毎を原則とする。		5面毎に
	熱感知器（スポット）	ただし、右記の枚数		30個毎に
	煙感知器	も可とする。	10個毎に	
	GP3級受信器	階毎に	1枚	
	戸外表示器			
非常警報設備	ガス漏れ警報器	階毎に	1枚	
	外観点検状況			
避難はしご	機能点検状況	階毎に又は10基毎に	1枚	
	格納状況			
	はしご支持部			
緩降機・救助袋	使用状況（総合点検）	10基毎に	1枚	
	格納状況			
	支持金物固定部			
	展開状況			
避難ハッチ	使用状況（総合点検）	10基毎に	1枚	
	格納状況			
	ハッチ本体内部（支持部）			
誘導灯及び誘導標識	使用状況（総合点検）	階毎に	1枚	
	外観点検			
屋内消火栓設備	消火栓箱	5基毎に扉閉鎖時及び開放時	1枚	
	水源	水源毎に		
	加圧給水装置	ポンプ毎に		
	放水状況	放水場面毎に		
	ホース耐圧性能点検	5本毎に		
連結送水管設備	送水口	主管毎に	1枚	
	ホース等格納庫	階毎に扉閉鎖時及び開放時		
	放水口	階毎に		
	排水バルブ	バルブ毎に		
	テスト弁	主管毎に		
	配管耐圧性能点検	主管毎に気密及び水圧試験状況		
防火戸設備	運動操作盤・運動制御器	1面毎に	1枚	
	防火戸・防火シャッター	5面毎に		
	感知器	5個毎に		
非常コンセント	電源・コンセント	分電盤・コンセント毎に	1枚	
非常電話	親機・子機	各個毎に	1枚	

- (2) 点検後に検討を要する必要性が考えられる箇所を撮影する。
- (3) 工事写真用黒板の記載方法は、下記内容とする。

委託業務名	令和〇〇年度 〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		
委託場所	団地	棟	号室
点検年月日			
点検者			

- (e) 各施設・種別ごとに、緊急連絡先（昼及び夜間）及び担当者一欄表を2部公社担当者に提出する。
- (f) 消防用設備一覧表の数量は参考とし、同表の設備数量の調査・整備を含むものとする。

塩尻市営住宅 消防用設備一覽表

団地名	棟番号	階数	戸数	消火器具			粉末消火設備 移動式	自動火災報知設備												非常警報設備				避難器具										誘導		防火戸					連結送水管													
				粉末 加圧式	粉末 蓄圧式	強化液		受信機	受信機	副受信機	住宅用受信機 GP3	差動スポット	定温スポット	煙感知器	総合盤	発信機	音響装置	表示灯	戸外表示器	戸外表示器 (遠隔試験)	遠隔試験中継器	ガス漏れ警報器	操作部	複合装置	起動装置	音響装置	表示灯	避難はしご					緩降機		誘導灯	誘導標識	連動操作盤	連動制御器	防火戸 (リリース)	防火シャッター	熱感知器	煙感知器	送水口	放水口	テスト放水口	排水弁	器具格納箱	ホース耐圧試験	配管耐圧試験					
								P1	P2																				2階	3階	2階	3階	4階	5階	2階	3階	4階	5階	4階	5階														
1 吉田団地 塩尻市広丘吉田1245-2	A	3	24	12																12																																		
	B	3	18	27				3		18	54	18	3		3	18																																						
	C	3	18	24						18	60	18								6																																		
	D	3	18	24						18	60	18								6																																		
	E	3	12	15						12	42	12								3																																		
	B棟集会所			1																1																																		
2 君石団地 塩尻市片丘4874-2	4	3	36	21		(TTL) 1			235	270	2	9		9		36																																						
3 贛川団地B 塩尻市贛川2090-10		2	8	2																4																																		
4 宮下団地 塩尻市木曾平沢2228-72		2	10	2																2																																		
5 奈良井宿中町団地 塩尻市奈良井342-1	9-1~4	2	4	2																																																		
	9-5~8	2	4	2																																																		

(非常用照明設備)

3. 業務概要 建築基準法第12条第4項による建築設備点検のうち非常用照明設備の点検
4. 業務内容 非常用の照明設備等が安全かつ、良好な状態で使用できるように点検作業を行うものとする。
5. 事前準備 (1) 非常用の照明装置の定期点検は、原則として、建築物の使用時間に行うものとする。(発電機、非常用照明の切替点検等は例外とし、建築物の所有者と十分打合せを行うこと。)
(2) 点検に際して、あらかじめ前回の定期検査報告書(初回の検査の場合は完了検査記録)の内容、建築設備に係る不具合の状況、検査結果の特記事項、改善事項の有無等を確認する。
6. 点検要領 (1) 点検は全数点検とする。
(2) 隠ぺい・埋設された配線等の点検は原則として完了検査の範囲とし、定期点検の対象としない。ただし、点検口等により容易に目視点検ができる場合は、この限りでない。
(3) 点検は、平成20年国交告第285号「別表第三 非常用の照明装置」の検査項目、建垂事項、検査方法、判定基準に沿って点検する。
7. 業務上の注意 (a) 設計図書のくい違い、不明箇所等は入札に先立ち所定の期間に質疑し、回答を受けるものとする。なお、入札後に生じた疑義については公社係員と協議し施工すること。
(b) すべての契約図書は、相互間に補完するものとする。ただし、契約図書間に相違がある場合の優先順位は、①現場説明書(補足訂正、質疑応答を含む)、②特記仕様書、③設計図書とする。
(c) 点検日程については、事前に現地の監理員及び管理人と協議のうえ作業計画書を作成し、公社係員の承認を得ること。ただし、点検実施を妨げる事態等やむをえない事由が発生し、点検実施計画書を変更しようとするときは、ただちに公社係員に連絡し指示を受けるものとする。
(d) 点検実施にあたって、事前に監理員、管理人及び入居者に書面にて実施内容、日時、受託者名、作業員名及び連絡先等を配布し協力を求める。
8. 書類及び報告書 (b) 業務の完了後、下記の書類を1部提出すること。
(1) 非常用の照明装置検査結果表(別記第三号)
(2) 非常用の照明装置の照度測定表(別表4)
(3) 別添様式 関係写真
※要訂正とされた検査項目等については、要訂正とされた部分を撮影した写真を添付。
(c) 写真は、業務名・撮影対象物・日時等を記入した工事写真用黒板を写し込みむこと。
(d) 写真用黒板の記載方法は、下記内容とする。
- | | |
|-------|--------------------------|
| 委託業務名 | 令和〇〇年度 〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 |
| 委託場所 | 団地 棟 |
| 点検年月日 | |
| 点検者 | |
- (e) 提出方法は、提出書類を団地ごとにまとめ、団地名及び棟名を記入したインデックスを付け、市販のファイルに綴り込む。また、ファイルの表紙及び背表紙には業務名称を記すること。
9. その他 (a) 各施設・種別ごとに、緊急連絡先及び担当者一欄表を2部公社担当者に提出する。

非常用照明設備設置一覧表

No.	団地名	棟番号	階数	戸数	非常用照明設備設置位置	設置台数
1	吉田団地	A棟	3階	24戸	階段室	16台
		B棟	3階	18戸	階段室	12台
		C棟	3階	18戸	階段室、廊下	24台
		D棟	3階	18戸	階段室、廊下	24台
		E棟	3階	12戸	階段室、廊下	15台
2	君石団地	4号棟	3階	36戸	階段室、1階EV前、ホール	9台
3	贛川団地B		2階	8戸	階段室	4台
4	宮下団地		2階	10戸	廊下	10台
5	奈良井宿中町団地	9-1~4	2階	4戸	階段室	2台
		9-5~8	2階	4戸	階段室	2台

当該検査に 関した検査者	氏名		検査者番号				
	代表となる検査者	その他の検査者	1	2			
検査項目等			対象の有無	検査結果 指摘なし 要是正 既存不適格	状況 対策等	担当 検査者 番号	
1	照明器具						
(1)	非常用の 照明器具	使用電球、ランプ等					
2	電池内蔵形の蓄電池、電源別置形の蓄電池及び自家発電装置						
(1)	予備電源	予備電源への切替え及び器具の点灯の状況					
(2)		予備電源の性能					
(3)		照度	照度の状況				
(4)	分電盤	非常用電源分岐回路の表示の状況					
(5)	配線	配電管等の防火区画の貫通措置の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）					
3	電源別置形の蓄電池及び自家発電装置						
(1)	配線	照明器具の取付けの状況及び配線の接続の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）					
(2)		電気回路の接続の状況					
(3)		接続部（ただし幹線分岐及びボックス内に限る。）の耐熱処理の状況					
(4)		予備電源から非常用の照明器具間の配線の耐熱処理の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）					
(5)	切替回路	常用の電源から蓄電池設備への切替えの状況					
(6)		蓄電池設備と自家発電装置併用の場合の切替えの状況					
4	電池内蔵形の蓄電池						
(1)	配線及び	充電ランプの点灯の状況					
(2)	充電ランプ	誘導灯及び非常用照明兼用器具の専用回路の確保の状況					
5	電源別置形の蓄電池						
(1)	蓄電池	蓄電池室の防火区画等の貫通措置の状況					
(2)		蓄電池室の外観	換気の状況				
(3)		蓄電池の設置の状況					
(4)	蓄電池の性能	電圧					
(5)		電解液比重					
(6)		電解液の温度					
(7)	充電器	充電器室の防火区画等の貫通措置の状況					
(8)		キュービクルの取付けの状況					
6	自家発電装置						
(1)		自家発電機室の防火区画等の貫通措置の状況					
(2)	自家 発電 装置	自家 発電 装置 の外 観	発電機の発電容量				
(3)			発電機及び原動機の状況				
(4)			燃料油、潤滑油及び冷却水の状況				
(5)			空気槽の圧力				
(6)			セル始動用蓄電池の電解液及び電気ケーブルの接続の状況				
(7)			燃料及び冷却水の漏洩の状況				
(8)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況				
(9)			自家発電装置の取付けの状況				
(10)		給排気の状況（屋内に設置されている場合に限る。）					
(11)		接地線の接続の状況					
(12)		絶縁抵抗					
(13)		電源の切替えの状況					
(14)		始動及び停止の状況					
(15)		自家 発電 装置 の 性 能	音、振動等の状況				
(16)			排気の状況				
(17)			コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況				
7	上記以外の検査項目等						
特記事項							
番号	検査項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月			

測定年月日	測定機器メーカー名	型式番号等		
光源の種類	最低照度の測定場所		最低照度 (lx)	判 定
	階	部屋・廊下等		
白 熱 灯				指摘なし・ 要是正
蛍 光 灯				指摘なし・ 要是正
高輝度放電灯				指摘なし・ 要是正

(別紙)

階 別	測定場所	測定位置 ※注1	光源の種類 ※注2	照 度 (lx)

注 1 測定位置欄には、例示として次のように「出入口付近」、「右壁中央付近」等と明記する。
注 光源の種類欄には、白熱灯、蛍光灯、高輝度放電灯の別及び電池内蔵のものであっては、（内）と付す。

別添様式 関係写真 (A 4)

部位	番号	検査項目等	検査結果	
			<input type="checkbox"/> 要是正	<input type="checkbox"/> その他
写真貼付			特記事項	

- (注意)
- この書類は、検査の結果、「要是正」かつ「既存不適格」ではない項目等について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目等についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」の項目等がない場合は、この書類は省略しても構いません。
 - 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
 - 「部位」欄の「番号」、「検査項目等」は、それぞれ別記第一号様式から第四号様式の番号、検査項目等に対応したものを記入して下さい。
 - 「検査結果」欄は、検査の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
 - 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。

(防 火 設 備)

3. 業 務 概 要 建築基準法第12条第4項の規定による防火設備の点検
4. 業 務 内 容
- (a) 定期検査報告書（防火設備）を作成する。
 - (b) 設計図書のくい違い、不明箇所等は入札に先立ち所定の期間に質疑し、回答を受けるものとする。なお、入札後に生じた疑義については公社係員と協議し施工すること。
 - (c) すべての契約図書は、相互間に補完するものとする。ただし、契約図書間に相違がある場合の優先順位は、①現場説明書（補足訂正、質疑応答を含む）、②特記仕様書、③設計図書とする。
 - (d) 本委託業務が原因で補償する契約不適合は受注者で負担すること。
5. 業務上の注意
- (a) 作業日程については、事前に現地の監理員及び管理人と協議のうえ作業計画書を作成し、公社係員の承認を得ること。ただし、点検実施を妨げる事態等やむをえない事由が発生し、点検実施計画書を変更しようとするときは、ただちに公社係員に連絡し指示を受けるものとする。
 - (b) 作業実施にあたって、事前に監理員、管理人及び入居者に書面にて実施内容、日時、受託者名、作業員名及び連絡先等を配布し協力を求める。
6. 書類及び報告書
- (a) 作業の実施にあたり、検査員の資格証明書の写しを提出すること。
 - (b) 業務の完了後、下記の書類を1部提出すること。
 - (1) 定期検査報告書
 - (2) 点検業務写真
 - (c) 提出方法は、提出書類を防火対象物ごとにまとめ、団地名及び棟名を記入したインデックスを付け、市販のチューブファイルに綴り込む。また、ファイルの表紙及び背表紙には業務名称を記すること。
 - (d) 写真は、業務名・撮影対象物・日時等を記入した工事写真用黒板を写し込み、必要事項を記入した工事用アルバム（A4版）に整理し、書類等と併せて提出する。

塩尻市営住宅 防火設備一覧

団 地 名	棟 番 号	階 数	戸 数	防 火 戸						
				連 動 操 作 盤	連 動 制 御 器	防 火 戸 (ラ ッ チ 式)	防 火 戸 (温 度 ヒ ュ ー ズ)	防 火 シ ャ ッ タ ー	熱 感 知 器	煙 感 知 器
君石団地	4	3	36	1		3				6

参考数量

令和7年度 塩尻市営住宅
吉田団地ほか消防用設備等点検業務 内訳明細書

長野県住宅供給公社

1. 業 務 名 令和7年度 塩尻市営住宅
吉田団地ほか消防用設備等点検業務

2. 業 務 箇 所 塩尻市

3. 業 務 内 容
(消防用設備) 消防設備及びその他警報設備の保守並びに年2回の機能点検
及び総合試験を行う。

(非常用照明設備) 非常用照明設備の年1回の機能点検及び照度測定を行う。

業 務 価 格 _____ 円

消費税等相当額 _____ 円

業 務 費 _____ 円

令和7年度 塩尻市営住宅 吉田団地ほか消防用設備等点検業務

No.	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	総 括 表						
A	直接人件費						
1	吉田団地		1.0	式			
2	君石団地		1.0	式			
3	贄川団地B		1.0	式			
4	宮下団地		1.0	式			
5	奈良井宿中町団地		1.0	式			
	A 計	直接人件費					
B	直接物品費		1.0	式			
	直接業務費	直接人件費＋直接物品費					
C	業務管理費	法定福利費	1.0	式			
		その他管理費	1.0	式			
	業務原価	直接業務費＋業務管理費					
D	一般管理費	法定福利費	1.0	式			
		その他管理費	1.0	式			
	業務価格	業務原価＋一般管理費					
E	消費税等相当額	10%	1.0	式			
	合 計	業務価格＋消費税等相当額					

令和7年度 塩尻市営住宅 吉田団地ほか消防用設備等点検業務

No.	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
1	吉田団地						
(イ)	消火器具						
	粉末消火器 蓄圧式	機器・総合点検(前期)	103.0	本			
	〃	機器点検(後期)	103.0	本			
(ロ)	自動火災報知設備						
	受信盤P型2級	機器・総合点検(前期)	3.0	面			
	〃	機器点検(後期)	3.0	面			
	住宅用受信機GP3	機器・総合点検(前期)	66.0	面			
	〃	機器点検(後期)	66.0	面			
	差動式スポット型感知器	機器・総合点検(前期)	216.0	個			
	〃	機器点検(後期)	216.0	個			
	定温式スポット型感知器	機器・総合点検(前期)	66.0	個			
	〃	機器点検(後期)	66.0	個			
	煙感知器	機器・総合点検(前期)	3.0	個			
	〃	機器点検(後期)	3.0	個			
	音響装置	機器・総合点検(前期)	3.0	個			
	〃	機器点検(後期)	3.0	個			
	戸外表示器	機器・総合点検(前期)	66.0	個			
	〃	機器点検(後期)	66.0	個			
(ハ)	非常警報設備						
	複合装置	機器・総合点検(前期)	28.0	組			
	〃	機器点検(後期)	28.0	組			
(ニ)	避難器具						
	避難ハッチ 2階	機器・総合点検(前期)	14.0	組			
	〃	機器点検(後期)	14.0	組			
	避難ハッチ 3階	機器・総合点検(前期)	14.0	組			
	〃	機器点検(後期)	14.0	組			
(ホ)	誘導灯・誘導標識						
	誘導灯	機器・総合点検(前期)	1.0	灯			
	〃	機器点検(後期)	1.0	灯			

令和7年度 塩尻市営住宅 吉田団地ほか消防用設備等点検業務

No.	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
(へ)	配線点検	機器・総合点検(前期)	6.0	棟			
(ト)	消防設備点検加算		6.0	施設			
(チ)	非常用照明設備						
	非常用照明装置	器具点検・照度測定	91.0	台			
	〃	共用電灯点検	5.0	棟			
	1 計						
2	君石団地						
(イ)	消火器具						
	粉末消火器 蓄圧式	機器・総合点検(前期)	21.0	本			
	〃	機器点検(後期)	21.0	本			
(ロ)	自動火災報知設備						
	受信盤P型1級(19L以下)	機器・総合点検(前期)	1.0	面			
	〃	機器点検(後期)	1.0	面			
	差動式スポット型感知器	機器・総合点検(前期)	235.0	個			
	〃	機器点検(後期)	235.0	個			
	定温式スポット型感知器	機器・総合点検(前期)	270.0	個			
	〃	機器点検(後期)	270.0	個			
	煙感知器	機器・総合点検(前期)	2.0	個			
	〃	機器点検(後期)	2.0	個			
	総合盤	機器・総合点検(前期)	9.0	組			
	〃	機器点検(後期)	9.0	組			
	表示灯	機器・総合点検(前期)	9.0	個			
	〃	機器点検(後期)	9.0	個			
	中継器	機器・総合点検(前期)	36.0	個			
	〃	機器点検(後期)	36.0	個			
(ハ)	避難器具						
	避難ハッチ 2階	機器・総合点検(前期)	4.0	組			
	〃	機器点検(後期)	4.0	組			

令和7年度 塩尻市営住宅 吉田団地ほか消防用設備等点検業務

No.	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	避難ハッチ 3階	機器・総合点検(前期)	4.0	組			
	〃	機器点検(後期)	4.0	組			
(二)	防火戸						
	連動操作盤	機器・総合点検(前期)	1.0	面			
	〃	機器点検(後期)	1.0	面			
	防火戸	機器・総合点検(前期)	3.0	組			
	〃	機器点検(後期)	3.0	組			
	煙感知器	機器・総合点検(前期)	6.0	個			
	〃	機器点検(後期)	6.0	個			
(ホ)	配線点検	機器・総合点検(前期)	1.0	棟			
(ヘ)	消防設備点検加算		1.0	施設			
(ト)	非常用照明設備						
	非常用照明装置	器具点検・照度測定	9.0	台			
	〃	共用電灯点検	1.0	棟			
(チ)	防火設備						
	定期検査報告書作成費	建築基準法第12条第4項	1.0	棟			
	2 計						
3	贄川団地B						
(イ)	消火器具						
	粉末消火器 蓄圧式	機器・総合点検(前期)	2.0	本			
	〃	機器点検(後期)	2.0	本			
(ロ)	非常警報設備						
	複合装置	機器・総合点検(前期)	4.0	組			
	〃	機器点検(後期)	4.0	組			
(ハ)	配線点検	機器・総合点検(前期)	1.0	棟			
(ニ)	消防設備点検加算		1.0	施設			
(ホ)	非常用照明設備						
	非常用照明装置	器具点検・照度測定	4.0	台			

令和7年度 塩尻市営住宅 吉田団地ほか消防用設備等点検業務

No.	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	〃	共用電灯点検	1.0	棟			
	3 計						
4	宮下団地						
(イ)	消火器具						
	粉末消火器 蓄圧式	機器・総合点検(前期)	2.0	本			
	〃	機器点検(後期)	2.0	本			
(ロ)	非常警報設備						
	複合装置	機器・総合点検(前期)	2.0	組			
	〃	機器点検(後期)	2.0	組			
(ハ)	配線点検	機器・総合点検(前期)	1.0	棟			
(ニ)	消防設備点検加算		1.0	施設			
(ホ)	非常用照明設備						
	非常用照明装置	器具点検・照度測定	10.0	台			
	〃	共用電灯点検	1.0	棟			
	4 計						
5	奈良井宿中町団地						
(イ)	消火器具						
	粉末消火器 蓄圧式	機器・総合点検(前期)	4.0	本			
	〃	機器点検(後期)	4.0	本			
(ロ)	誘導灯・誘導標識						
	誘導標識	機器・総合点検(前期)	4.0	枚			
	〃	機器点検(後期)	4.0	枚			
(ハ)	消防設備点検加算		2.0	施設			
(ニ)	非常用照明設備						
	非常用照明装置	器具点検・照度測定	4.0	台			
	〃	共用電灯点検	2.0	棟			

令和7年度 塩尻市営住宅 吉田団地ほか消防用設備等点検業務

No.	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	5 計						